千曲市中小企業エネルギーコスト削減支援事業補助金

補助要件確認書（チェックリスト）

　　　　　年 月 日

宛先　千曲市長

申請事業者名：　　　　　　　　　　　印

千曲市中小企業エネルギーコスト削減支援事業補助金の申請に際し、下記の全ての項目を確認しました。

また、「虚偽の申請による不正受給」、「補助金の目的外利用」及び「補助金額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正な行為に加担していないこと及び今後も加担しないことを宣誓します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| ＜補助事業者としての要件＞ | チェック欄 |
| 中小企業支援法第２条第１項第１号から第４号で規定する会社、個人及び組合（主たる業種が、日本標準産業分類上の農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業を除く）、旅館業の営業許可を有する宗教法人（宿坊等）、酒類業組合・連合会、生活衛生同業組合・連合会、商店街振興組合、認定職業訓練を実施している法人・団体である | □ |
| みなし大企業（募集要領で定める者）でない | □ |
| 千曲市内に事業所を有する中小企業者等である | □ |
| 対象設備の更新・新設を実施する建物等（建物等における事業内容が日本標準産業分類上の農業、林業、漁業、学校・社会教育業、医薬品小売業、医療・福祉業、宗教業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で規定される性風俗関連特殊営業でないもの。）を市内に有している | □ |
| 千曲市税に滞納がなく、業務に必要な許認可等を取得している  ※千曲市税の納税証明書を添付してください。 | □ |
| 代表者又は役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない | □ |
| 次のいずれにも該当しない  ア　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でない又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない。  イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていない。  ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していない。  エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していない。 | □ |

|  |  |
| --- | --- |
| ＜対象経費の要件＞ |  |
| 対象設備の更新に要する工事費及び処分費を含み令和５年７月18日から令和６年１月31日までに更新（発注・納品・支払が完了）した経費（税抜き）である（更新前の設備を処分した際に得られた収益がある場合は、対象経費から控除している） | □ |
| 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、電気制御設備の更新に要する経費である | □ |
| 市内中小企業等が補助事業と同一内容の事業について、 他の公的団体（国・県等）が実施（国・県等以外の機関が、国・県等から受けた補助金等により実施する場合を含む）する補助制度等で対象としている経費でない | □ |
| 対象設備の更新・新設に要する経費のうち、リース料、保証料等の設備取得に付随する経費及び中古設備の取得等に関する経費でない | □ |